妊娠・出産・育児期の両立支援制度

参考資料1

妊娠判明 | 産前6週間 | 出産（予定）日 | 産後8週間 | 1歳 | 1歳6ヶ月 | 2歳 | 3歳 | 就学

- 軽易業務への転換
- 妊産婦の時間外・休日労働・深夜業の制限
- 坑内業務・危険有害業務就業制限
- 産前休業

産後休業

- 育児時間（1日2回　各30分以上）
- 妊産婦の時間外・休日労働・深夜業の制限
- 坑内業務・危険有害業務の就業制限

始業時刻の変更等、又はそれに準ずる措置

育児休業
（一定の場合、最長2歳まで取得可）

※2歳までの延長はH29.10から施行

育児休業、又はそれに準ずる措置

所定労働時間の短縮措置等
・【原則】短時間勤務制度（1日の所定労働時間が6時間以下）
〈短時間勤務制度を講じることが困難と認められる業務の代替措置〉
・育児休業に関する制度に準じる措置
・フレックスタイムの制度
・始業又は終業時間を繰り上げ、繰り下げる制度（時差出勤）
・保育施設の設置運営、その他これに準ずる便宜の供与

所定労働時間の短縮、又はそれに準ずる措置

所定外労働の制限
・労働者の請求で、所定労働時間を超える労働を禁止
・1回につき、1月以上1年以内の期間で、何回も請求できる

所定外労働の制限、又はそれに準ずる措置

男性は子の出生日（又は予定日）から取得可能

子の看護休暇
・病気・けがをした子の看護、予防接種・健康診断を受けさせるために、取得できる
・子供1人の場合年に5日、2人以上の場合年に10日が付与される（半日単位で利用可）

時間外労働・深夜業の制限
・労働者の請求で、制限時間（1ヶ月24時間、1年150時間）を超える労働を禁止
・時間外労働の制限は、1回につき1月以上1年以内の期間で、何回でも請求できる
・労働者の請求で、午後10時から午前5時における労働を禁止
・深夜業の制限は、1回につき1月以上6月以内の期間で、何回でも請求できる

: 労基法上の制度
: 育介法上の制度
: 育介法上の努力義務